

株式交換に係る事前開示書面

(会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 5 月 10 日

株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス

株式会社なすび

株式交換に係る事前開示事項

静岡市駿河区豊田3丁目6番36号
株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス
代表取締役社長 浅山 雄彦

静岡市清水区谷田8番2号
株式会社 なすび
代表取締役 藤田 圭亮

当社は、2021年5月10日付で株式会社なすび（以下、なすびといいます。）との間で締結した株式交換契約（以下、本株式交換契約という。）に基づき、2021年6月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、なすびを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 会社法第768条第1項2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）
別紙2のとおりです。
3. 会社法第768条1項4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の
会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担そ
の他の会社財産の状況に重要な影響を与える事業の内容（会社法第 794 条第 1 項、会
社法施行規則第 193 条第 1 号）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会
社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換は会社法第 799 条第 1 項の規定の適用を受けないため、該当事項はあり
ません。

以上

【株式交換契約の内容】

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス（以下「甲」という。）及び株式会社なすび（以下「乙」という。なお、甲及び乙を総称して「両社」という。）は、乙を甲の完全子会社とする手続きの一環として、甲が乙の株主である藤田圭亮、藤田尚徳、藤田直美、藤田早奏、藤田龍之丞（以下5名あわせて「丙ら」という。）から乙の普通株式（以下、「本件株式」という。）を交換するため、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は株式交換により、甲を完全親会社、乙をその完全子会社とする。

第2条（交換対価の割当交付）

甲は、株式交換に際して、効力発生日（第5条において定義する。以下同じ）の前日の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主（ただし、甲を除く）に対して、その所有する乙の普通株式（ただし、甲の保有する乙の株式を除く）に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に57.51を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

2 割当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切捨てるものとする）に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付する。

第3条（増加すべき資本金及び準備金の額）

株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金 本株式交換により資本金の額は増加しない
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額

第4条（本契約の承認手続）

甲及び乙は、本契約につき承認を得るため以下の決議を求める。ただし、必要に応じて甲乙協議のうえ、これを変更できるものとする。

- (1) 甲は会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ないで、株式交換を行うものとする。ただし、会社法第796条第4項の規定により甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認及び株式交換に必要な事項に関する決議を求めることとする。
- (2) 乙は2021年5月10日に株主総会を開催し、本契約の承認及び株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第5条（効力発生日）

本契約による甲、乙の株式交換の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2021年6月1日とする。ただし、必要に応じて甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

第6条（停止条件）

本件株式交換は、甲が、乙の株主から、2021年5月10日付けで締結した株式譲渡契約に基づき、乙の発行済普通株式24,063株を取得したことを条件として、その効力を発生するものとする。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第8条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態及び将来予測に重大な変更が生じたときは、甲乙協議のうえ株式交換条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができるものとする。

第9条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に定める場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 第4条第1号ただし書きの定めに従って甲の株主総会において本契約の承認が必要となる場合にその承認が得られないとき
- (2) 第4条第2号に定める乙の株主総会において本契約の承認が得られないとき
- (3) 法令等に定める関係官庁等の許認可等を得られないとき

第10条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、同国の法律、判例等諸法令に従って解釈されるものとする。

第11条（管轄）

各当事者は、本契約に起因し又は関連する一切の紛争について、静岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第12条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上、本契約を証するため本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両社及び丙らがそれぞれ押印の上、両社のみ各1通を保有する。

2021年5月10日

(甲)

静岡県静岡市駿河区豊田三丁目6番36号
株式会社AFC-HD アムスライフサイエンス
代表取締役社長 浅山雄彦



(乙)

静岡県静岡市清水区谷田8番2号
株式会社なすび
代表取締役社長 藤田圭亮



(丙ら)

藤田圭亮



藤田尚徳



藤田直美



藤田早葵法定代理人親権者 藤田圭亮

藤田龍之丞法定代理人親権者 藤田圭亮

別紙2 会社法 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相性性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項について、以下の通りこれを相当であると判断いたしました。

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社 AFC-HD アムス ライフサイエンス (株式交換完全親会社)	株式会社なすび (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率	1	57.51
株式交換により交付する株式数	当社自己株式：98,457.12 株 第三者割当による新株式：242,979.75 株	

(2) 本株式交換にともなう新株予約権および新株予約権社債に関する取扱い
該当事項はありません。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際して、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である株式会社ディシジョンコンサルティング（以下、「ディシジョンコンサルティング社」といいます。）を選定のうえ、本株式交換における株式交換比率の算定を依頼することとしました。

当社は、ディシジョンコンサルティング社による本株式交換比率の算定結果を参考に、なすびの財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社及びなすびとの間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に前記 4. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が、ディシジョンコンサルティング社が算定した株式交換比率レンジ内であり、両社の株主にとって不利益なものでなく、妥当であるとの判断に至り合意しました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

②算定に関する事項

当社については、上場会社であり、市場価格が存在していることを勘案し、市場株価法によるものとしております。なお、2021 年 4 月 14 日開催の取締役会（基本合意時）直前取引日を評価基準日として、当該評価基準日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 1,084 円を使用し算定を行っております。

なすびについては、非上場会社であることを勘案し、DCF 法を採用して算定を行っております。なお、なすびの将来の利益計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

ディシジョンコンサルティングによるなすびの 1 株当たりの株式価値および当社普通株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の本株式交換比率の評価レンジは以下のとおりです。

なすびの1株当たりの株式価値の範囲

評価方法	なすびの1株当たりの株式価値の範囲
DCF法	47,353円～70,551円

当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の本交換比率の評価レンジ

採用した評価手法		株式交換比率の算定結果
当社	なすび	
市場株価法	DCF法	43.68～65.08

決 算 報 告 書

(第 40 期)

自 令和 元 年 8 月 1 日
至 令和 2 年 7 月 31 日

株 式 会 社 な す び

静岡県静岡市清水区谷田 8 番 2 号

貸借対照表

株式会社なすび

令和2年7月31日現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 844,103,472】	【流動負債】	【 117,138,541】
現金・預金	783,737,916	買掛金	34,468,183
売掛金	24,292,940	未払費用	60,819,558
食材料	5,561,452	未払法人税等	316,300
仮払金	2,640,280	未払消費税等	9,134,900
前払費用	3,721,864	預り金	7,088,500
未収入金	23,967,265	仮受金	1,379,000
預け金	181,755	未払事業税等	3,932,100
【固定資産】	【 841,940,543】	【固定負債】	【 517,379,000】
(有形固定資産)	(722,259,208)	長期借入金	515,839,000
建物	134,385,342	預り敷金	1,540,000
建物附属設備	44,008,639	負債合計	634,517,541
構築物	4,522,888	純 資 産 の 部	
機械装置	1,960,444	【株主資本】	【 1,051,526,474】
車両運搬具	9,897,383	資本金	15,000,000
工具器具備品	9,209,946	(利益剰余金)	(1,036,526,474)
一括償却資産	1,456,469	利益準備金	3,750,000
土地	516,818,097	その他利益剰余金	1,032,776,474
(無形固定資産)	(28,846,801)	別途積立金	153,000,000
借地権	25,800,000	繰越利益剰余金	879,776,474
ソフトウェア	1,939,334		
電話加入権	1,107,467		
(投資その他の資産)	(90,834,534)		
投資有価証券	5,298,377	純資産合計	1,051,526,474
出資金	5,870,000		
差入保証金	66,000		
敷金	36,371,000		
保険積立金	38,218,738		
会員権	5,010,419	負債・純資産合計	1,686,044,015
資産合計	1,686,044,015		

損益計算書

株式会社なすび

自 令和元年 8月 1日

至 令和 2年 7月31日

単位 : 円

科 目	金 額	
【売 上 高】		
売 上 高		1,380,265,167
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	8,115,344	
仕 入 高	423,603,845	
そ の 他 仕 入	4,602,519	
* * 合 計 * *	436,321,708	
期 末 棚 卸 高	△5,561,452	430,760,256
売上総利益金額		949,504,911
【販売費及び一般管理費】		1,046,677,892
営業損失金額		△97,172,981
【営業外収益】		
受 取 利 息	6,345	
受 取 配 当 金	84,500	
雑 収 入	25,018,975	25,109,820
【営業外費用】		
支 払 利 息	1,216,505	
雑 損 失	1,561,589	2,778,094
経常損失金額		△74,841,255
【特 別 利 益】		
固 定 資 産 売 却 益		2,620,500
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 売 却 損		12,675,432
税引前当期純損失金額		△84,896,187
法人税、住民税及び事業税		4,564,600
当期純損失金額		△89,460,787

販売費及び一般管理費

株式会社なすび

自 令和元年 8月 1日

至 令和 2年 7月31日

単位：円

科 目	金 額
役 員 報 酬	115,326,000
給 与 手 当	507,861,507
賞 与	1,295,000
退 職 金	500,000
法 定 福 利 費	41,109,514
福 利 厚 生 費	3,542,659
旅 費 交 通 費	8,936,655
通 信 費	9,401,435
交 際 費	2,480,727
寄 付 金	620,080
会 議 費	505,299
減 価 償 却 費	39,978,151
地 代 家 賃	72,540,454
リ ー ス 料	5,718,090
保 険 料	8,267,832
修 繕 費	11,264,304
水 道 光 熱 費	60,990,738
消 耗 品 費	54,704,225
租 税 公 課	6,186,597
広 告 宣 伝 費	31,177,686
人 材 募 集 費	1,766,342
支 払 手 数 料	19,489,496
諸 会 費	4,852,572
事 業 開 発 費	15,624,609
雑 費	22,537,920
合 計	1,046,677,892

株主資本等変動計算書

株式会社なすび

自 令和元年 8月 1日

至 令和 2年 7月31日

単位：円

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
			その他利益剰余金		
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	15,000,000	3,750,000	153,000,000	969,237,261	1,125,987,261
当期変動額					
当期純損失				△89,460,787	△89,460,787
当期変動額合計	-	-	-	△89,460,787	△89,460,787
当期末残高	15,000,000	3,750,000	153,000,000	879,776,474	1,036,526,474

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	1,140,987,261	1,140,987,261
当期変動額		
当期純損失	△89,460,787	△89,460,787
当期変動額合計	△89,460,787	△89,460,787
当期末残高	1,051,526,474	1,051,526,474

個別注記表

株式会社なすび

自 令和元年 8月 1日

至 令和 2年 7月31日

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法 実地棚卸による最終仕入原価法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 法人税法の規定による定率法、ただし、平成10年4月1日以降取得した建物
については定額法

計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

3. 貸借対照表等に関する注記

減価償却累計額の金額

減価償却累計額の金額 494,730,843円

当期純利益の金額

当期純利益金額 489,460,787円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済み株式の数

前期末株式数（発行済普通株式） 30,000株

当期末株式数（発行済普通株式） 30,000株

5. 一株当たり情報に関する注記

一株当たりの情報

一株当たり純資産額 35,050.88円

一株当たり当期純利益 42,982.02円